

○学校法人東京国際大学における公益通報に関する規程

平成 21 年 9 月 25 日

制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人東京国際大学(以下「本法人」という。)の業務に関し、法令違反に係る通報及び相談への対応を定め、公益通報者の保護と法令違反の早期是正に必要な体制を整え、本法人の発展に資することを目的とする。

2 前項にいう「本法人」とは、寄附行為[第 4 条](#)に規定する設置校及び法人本部から成る組織をいう。

3 本規程において本法人を構成する個々の設置校等の組織については、「部門」と表記する。

(公益通報の定義)

第 2 条 この規程における公益通報とは、本法人の業務に関し法令違反の行為の事実、又は法令違反を生じるおそれがある行為の事実を、不正の目的ではなく通報、相談することをいう。

(公益通報及び相談窓口)

第 3 条 法令違反に係る通報及び相談を受け付ける窓口は、部門において定める事務部局とし、公益通報及び相談の受付統括者は部門事務局長(以下「事務局長」という。)とする。

(公益通報者)

第 4 条 この規程における公益通報者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の教職員
- (2) 労働者派遣契約に基づく派遣職員
- (3) 本法人と雇用関係にある学生、大学院生

(公益通報等の方法)

第 5 条 公益通報者は、書面、ファクシミリ、電子メール及び窓口における面談により、通報及び相談を行うことができる。ただし、匿名による通報及び相談は受け付けない。

(公益通報等への対応)

第 6 条 事務局長は、法令違反行為についての通報及び相談がある場合、速やかに事実の調査を行わなければならない。

2 事務局長から前項の調査の要請がある場合は、関連部局は直ちに調査に応じなければならない。

3 事務局長は、調査の結果について速やかに部門の長に報告しなければならない。

4 部門の長は、前項を受けて必要あるときは理事長に報告しなければならない。

(学外の意見聴取)

第7条 事務局長は、通報及び相談の内容により必要と判断した場合は、学外の有識者の意見を徴することができる。

(遵守事項)

第8条 事務局長及び調査関連部局の構成員は、公益通報に関する業務において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査においては公正を期し、事実に基づいた調査報告を行うこと。
- (3) 業務上知り得た事実を正当な理由無く漏洩しないこと。
- (4) 離職後も前号の規定を遵守すること。
- (5) 調査関連部局の構成員は、自らが関係する通報事案の処理に関与しないこと。

(公益通報者の保護)

第9条 本法人は、公益通報者に対して、公益通報者保護法その他の関連法令を遵守し、公益通報をしたことを理由に不利益な扱いをしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、不正な目的をもって通報を行なった場合は、この限りではない。

(是正措置)

第10条 理事長は、法令違反行為が確認された場合は、直ちに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(通知)

第11条 事務局長は、公益通報者に対し、通報の受理、法令違反事実の有無、是正措置、再発防止措置、法令違反行為者の処分等について、速やかに通知しなければならない。

(その他)

第12条 本法人は、この規程の実施に必要な事項について、細則をもって別に定めることができる。

(事務所管)

第13条 この規程の実施に関する事務は、部門において定める事務部局が所管する。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。